

富岡町に空き家・アパートをお持ちの方と、富岡町への帰還・移住を検討している方へ  
**帰還・移住者向け住まいの確保支援制度のご案内**



- 片付け費用補助
- 家賃低廉化補助
- 改修費等補助
- 成約奨励金

**住まいの確保支援のための4つの取組**

富岡町は、将来の定住人口の拡大を目指し、4つの補助金等を交付します。物件（戸建て住宅・アパート）を所有している方は、活用をご検討ください。

1

家を貸出するとき  
片付け費用を  
補助します！

戸建て住宅(空き家)の  
**片付け費用補助**

補助対象:貸主

**最大500,000円**

【申請受付期間】  
令和5年4月1日～

【補助内容】  
自ら所有する戸建て住宅(空き家)を帰還・移住者に貸し出すに当たって実施する片付けに係る費用のうち5万円を超える経費について最大50万円を補助します。(5万円は自己負担)

- 【注意点】
- ・富岡町が指定する様式で「物件の登録」を行う必要があります。
  - ・片付けは補助金の交付決定後に業者へ委託して行う必要があります。(自身の片付けは補助対象外)
  - ・当該片付け実施後に戸建て住宅(空き家)家賃低廉化補助の制度を活用することを原則とします。
  - ・片付け実施後、令和6年1月末日までに関係書類を添えて実績報告を行う必要があります。



2

今年度は  
アパートも  
対象!

安く貸出するとき  
家賃の差額を  
補助します!

戸建て住宅(空き家)またはアパートの  
**家賃低廉化補助**

補助対象:貸主

**最大40,000円**  
(最大36ヶ月)

補助例		
●ケース1 戸建て住宅満額補助の例 本来家賃:10万円/月 補助金:4万円/月(最大36ヶ月) 低廉化後家賃:6万円/月	●ケース2 アパート満額補助の例 本来家賃:7.6万円/月 補助金:4万円/月(最大36ヶ月) 低廉化後家賃:3.6万円/月	●ケース3 アパート一部補助の例 本来家賃:6.8万円/月 補助金:3.2万円/月(最大36ヶ月) 低廉化後家賃:3.6万円/月

【申請受付期間】  
令和5年4月1日～令和6年2月末日

【補助内容】  
自ら所有する居住用物件(戸建住宅、アパート)を本来家賃より低廉化した家賃で帰還・移住者に貸し出した場合、その差額を、最大4万円/月(最大36ヶ月分)補助します。

- 【注意点】
- ・富岡町が指定する様式で「物件の登録」を行うことに加え、「本来家賃の算定」に関する資料の提出等にご協力いただく必要があります。
  - ・物件登録完了後に低廉化した家賃で賃貸借契約を行う必要がありますのでご注意ください。また、富岡町商工会に登録されている不動産仲介業者をおして賃貸借契約を行う必要があります。
  - ・低廉化した家賃は戸建て住宅の場合**4万円/月未満**、アパートの場合**3.6万円/月未満**には設定できません。
  - ・本補助金の申請は富岡町が指定する関係書類を添えて令和6年2月末日までに行う必要があります。
  - ・年度ごとに申請手続きが必要となります。
  - ・借主は、定住の観点から戸建て住宅には当該物件に3年以上、アパートには町内に5年以上の居住を原則とします。

# 空き家となっている物件(戸建て住宅・アパート)を活用した住まい確保支援補助金

3

借りる方の  
改修費用を  
補助します!

## 戸建て住宅(空き家)の 改修費等補助

補助対象:借主

# 最大2,500,000円

補助例

「DIY型賃貸借契約」を締結後、借主が貸主の了解の下、戸建て住宅の改修や片付けを実施し、280万円かかった場合、その費用のうち250万円を補助します。(30万円は自己負担)

※DIY型賃貸借契約:貸主が借主による当該住宅の改修等について予め合意の上結ぶ賃貸借契約のこと

【申請受付期間】

令和5年4月1日～

【補助内容】

戸建て住宅(空き家)の貸主の了解の下、借主が実施する当該住宅の改修・片付けに係る費用のうち30万円を超える経費について最大250万円を補助します。

【注意点】

- ・物件登録完了後に、富岡町商工会に登録されている不動産仲介業者をとおし入居募集を行い、賃貸借契約を結ぶ必要があります。
- ・補助金の申請に当たっては、借主・貸主の共同申請が必要になります。
- ・改修及び片付けは補助金の交付決定後に業者へ委託して実施する必要があります。(借主自身での改修、片付けは対象外)
- ・改修・片付けの実施後、令和6年1月末日までに富岡町が指定する関係書類を添えて実績報告を行う必要があります。
- ・借主は、当該物件に3年以上居住することを原則とします。
- ・貸主は当補助金を活用して改修した住居について10年間は貸家としてご利用いただく必要があります。

※その他、留意事項等ございますのでお問合せください。



4

賃貸借契約で  
奨励金を  
交付します!

## 戸建て住宅(空き家)の 成約奨励金

対象:貸主・借主・不動産仲介業者等

# 各50,000円

【交付内容】

②「戸建て住宅(空き家)の家賃低廉化補助」または③「戸建て住宅(空き家)の改修費等補助」を活用し賃貸借契約が締結された場合に貸主、借主、不動産仲介業者等の3者に奨励金として5万円をそれぞれお支払いします(要申請)。

旧特定復興再生拠点区域内の戸建ての場合は**3者に10万円**

旧特定復興再生拠点区域内の集合住宅の場合は**借主にのみ5万円**



## 支援制度を利用される方へ

①～③までの制度につきましては、

物件の登録

補助金の申請

補助金の交付決定

片付け・改修の実施

実績報告

補助金の交付請求

補助金の交付

の所定の手続きを踏み、補助金の交付決定後に片付け・改修を実施する必要があります。

実際の申請や詳細につきましては、とみおかプラス又は町のホームページをご覧ください。ご不明な点等ございましたら「問合せ先」までお問合せください。

■ 受付・問合せ先

一般社団法人 とみおかプラス

## とみおかくらし情報館

〒979-1111 福島県双葉郡富岡町大字小浜字中央338(旧竹村写真館)

☎ **0240-23-6983** 受付時間: 10:00～17:00(土・日も営業)

※ご不明な点や申請の詳細は、お問合せください。